



平成14年(ワ)第19276号、平成15年(ワ)第6732号、平成16年  
(ワ)第104号

原 告 シヤムスリ他8396名、WALHI  
被 告 国他3名

## 監督官庁に関する上申書

平成16年11月26日

東京地方裁判所民事第49部合議A係 御中

〒107-6029 東京都港区赤坂1-12-32

アーク森ビル29階

西村ときわ法律事務所(送達場所)

電 話 03-5562-8500

FAX 03-5561-9711

被告国際協力銀行

訴訟代理人弁護士

前 田

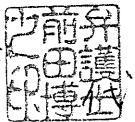
博



同

野 宮

拓



同

二 本 松 裕

子



上記前田復代理人弁護士

森 下 真

生



原告ら2004年（平成16年）7月2日付文書提出命令申立書にかかる職務上の秘密に関する文書である、JBIC（OECD）とインドネシア政府との間に結ばれたコタパンジャン・ダム建設融資に関する「借款契約」（1990年12月14日、1991年9月25日）の監督官庁は、外務大臣である（国際協力銀行法第23条第2項第1号、同法第56条第3号）。

以 上